

第368回（定例）県議会提出予定議案件名一覧

（予算案件）

- 1 令和6年度兵庫県一般会計補正予算（第1号）

（条例案件）

- 1 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 建築基準条例の一部を改正する条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 4 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（事件決議案件）

- 1 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定
- 2 国営土地改良事業についての市町負担額の決定
- 3 県が行う建設事業についての市町負担額の決定
- 4 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定
- 5 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業変更についての同意
- 6 令和5年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分
- 7 令和5年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分
- 8 令和5年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分
- 9 交付金返還請求反訴事件に係る出訴
- 10 損害賠償額の決定
- 11 県立豊岡聴覚特別支援学校・県立出石特別支援学校統合校新校舎建築用地の取得
- 12 大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務請負契約の変更
- 13 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区室山高架橋上部工事請負契約の変更
- 14 県営新多聞住宅第2期建築工事請負契約の変更
- 15 県営尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の変更
- 16 兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の変更
- 17 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更
- 18 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更
- 19 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事請負契約の締結
- 20 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事請負契約の締結
- 21 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事請負契約の締結
- 22 県営洲本宇原住宅建築工事請負契約の締結

（決算認定案件）

- 1 令和5年度兵庫県一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 令和5年度兵庫県県有環境林等特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 令和5年度兵庫県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 令和5年度兵庫県公共事業用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 令和5年度兵庫県営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 令和5年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 7 令和5年度兵庫県庁用自動車管理特別会計歳入歳出決算の認定
- 8 令和5年度兵庫県公債費特別会計歳入歳出決算の認定
- 9 令和5年度兵庫県自治振興助成事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 10 令和5年度兵庫県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定

- 11 令和5年度兵庫県小規模企業者等振興資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 12 令和5年度兵庫県農林水産資金特別会計歳入歳出決算の認定
- 13 令和5年度兵庫県地方消費税清算特別会計歳入歳出決算の認定
- 14 令和5年度兵庫県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 15 令和5年度兵庫県病院事業会計決算の認定
- 16 令和5年度兵庫県水道用水供給事業会計決算の認定
- 17 令和5年度兵庫県工業用水道事業会計決算の認定
- 18 令和5年度兵庫県水源開発事業会計決算の認定
- 19 令和5年度兵庫県地域整備事業会計決算の認定
- 20 令和5年度兵庫県企業資産運用事業会計決算の認定
- 21 令和5年度兵庫県地域創生整備事業会計決算の認定
- 22 令和5年度兵庫県流域下水道事業会計決算の認定

解禁 ①ラジオ・テレビ・インターネット：9月12日(木) 13:30 (議会運営委員会開始後)
②新聞：9月13日(金) 朝刊 **【取扱注意】 今後変動可能性あり**

令和6年度9月補正予算(緊急対策)(案)

令和6年9月12日
財務部 財政課

兵庫県 令和6年度9月補正予算（緊急対策）全体像

補正予算規模 **109.9** 億円

長引く物価高騰に苦しむ生活者・事業者を幅広く支援する観点から、地方創生臨時交付金を活用し、**ひょうご家計応援キャンペーン第4弾を実施**するとともに、国の「酷暑乗り切り緊急支援」の対象とならない**LPガス利用者、特別高圧受電者への支援**を実施。

あわせて、**ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策**や県民生活の基盤となる**公共事業の内示増への対応**といった、当初予算編成後に生じた財政需要に適切に対応し、県民生活の安全・安心の確保に速やかに取り組むため、令和6年度9月補正予算（緊急対策）を編成。

01 県民生活の安定化・事業者の
経済活動への支援 **50.4** 億円

02 県民生活の安全・安心の確保 **59.5** 億円

施策体系別事業一覧

（単位：百万円）

事業名	金額	国庫		特定	起債	一般
		通常補助	臨時交付金			
1 県民生活の安定化・事業者の経済活動への支援	5,034	0	5,034	0	0	0
(1) 物価高騰影響の緩和	4,430	0	4,430	0	0	0
ひょうご家計応援キャンペーン第4弾	4,430	0	4,430	0	0	0
(2) 光熱費高騰影響の緩和	604	0	604	0	0	0
LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	346	0	346	0	0	0
地場産業等LPガス価格高騰対策	18	0	18	0	0	0
特別高圧電力を利用する事業者支援	240	0	240	0	0	0
2 県民生活の安全・安心の確保	5,951	3,103	114	52	2,394	288
(1) 県民の安全・安心の基盤づくり	114	0	114	0	0	0
ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策	114	0	114	0	0	0
(2) 社会基盤の充実・強化	5,837	3,103	0	52	2,394	288
公共事業内示増への対応	5,837	3,103	0	52	2,394	288
合計	10,985	3,103	5,148	52	2,394	288

物価高騰影響の緩和

■ひょうご家計応援キャンペーン第4弾：44.3億円

➤ **長引く物価高騰に直面する県民の家計応援**のため、プレミアム付デジタル商品券を活用した**キャンペーン第4弾を実施**

- ・ **対象店舗** スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、飲食店、直売所、商店街の小売店等
- ・ **募集開始** R6.11月下旬頃〔予定〕
- ・ **利用期間** R7.1月～2月頃〔予定〕

	キャンペーン概要
対象者	すべての県民
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売
プレミアム率	25%
申込上限	1人あたり4口

- ・ 携帯電話販売店等と連携し、高齢者などスマホの使い方に不慣れな方へのサポートを実施

光熱費高騰影響の緩和

- 国の電気・ガス利用者への支援(8~10月分)に呼応し、国支援の対象とならない**LPガス利用者や特別高圧電力を受電する中小企業等の負担軽減対策(3ヶ月相当)を実施**

■LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減：3.5億円

- LPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、**1契約あたり650円の料金軽減対策を実施**

■地場産業等LPガス価格高騰対策：1,800万円

- LPガスの使用料について、本県地場産業の中でも、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、**LPガス価格高騰に対する支援を実施**
 - ・ **対象業種** 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業（淡路瓦、丹波立杭焼等）
 - ・ **支援金** LPガス使用量に応じ、2万円～最大37万円

■特別高圧電力を利用する事業者支援：2.4億円

- 国の高圧電力利用事業者に対する支援に準じ、**特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援を実施**
 - ・ **対象** 特別高圧電力で受電する県内中小企業等
 - ・ **支援単価** R6.8月～9月:2.0円/kwh、R6.10月:1.3円/kwh（国の高圧電力に対する支援単価並）
 - ・ **申請受付** R6.11月開始予定

県民の安全・安心の基盤づくり

■ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策：1.1億円

- 特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の繁茂が急拡大している中、**更なる繁茂拡大による農業被害等を防ぐため、緊急防除等を実施**

緊急防除の実施

○緊急防除の技術的支援：50万円

防除計画の策定や防除後のモニタリングなどに対して、専門家派遣による技術的支援を実施

○緊急防除対策費補助：9,143万円

農業水利施設等に係る駆除・拡散防止等経費を補助

・補助率 10/10

・対象経費 遮光シート敷設（約10,000㎡）
侵入・拡散防止ネット設置
土砂撤去・処分等経費

・対象箇所 東播磨、北播磨、淡路地域等の水路・ため池

○県管理河川での緊急防除の実施：1,800万円

農業被害の発生が懸念される県管理河川について、緊急防除を実施

・実施箇所 瀬戸川(東播磨)、喜瀬川(東播磨)、山路川(淡路)



開発・実証

○農地等における防除手法の開発・実証：150万円

有機農業でも実施できる防除手法(熱水、高濃度酢酸処理等)の開発・実証

○簡易処分方法（乾燥枯死処理手法）の開発・実証：182万円

社会基盤の充実・強化

■公共事業内示増への対応：58.4億円

➤ 社会基盤の充実・強化を図るため、公共事業の国内示増に対応し、高規格道路の整備などを推進

○公共事業

（単位:百万円）

区分		事業費	主な箇所	事業内容
通常	道路	4,756	国道178号浜坂道路Ⅱ期（新温泉町）	IC改良工等
	海岸	24	内田海岸（洲本市）	礫養浜
	漁港	456	沼島漁港（南あわじ市）	水門工事
災害	道路	368	加古川小野線 東播磨道（小野市）	法面復旧
計		5,604		



浜坂道路Ⅱ期（新温泉町）

○国直轄事業

（単位:百万円）

区分		事業費 (県負担額)	主な箇所	事業内容
通常	砂防	131	六甲山系（神戸市）	砂防堰堤等
	海岸	102	東播海岸（神戸市）	用地補償、護岸工
計		233		



沼島漁港 水門（南あわじ市）



**Hyogo
Prefecture**

(参考資料) 兵庫県 令和6年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額										
1 県民生活の安定化・事業者の経済活動への支援		5,034,000										
(1) 物価高騰影響の緩和		4,430,000										
① ひょうご家計応援キャンペーン第4弾	<p>長引く物価高騰に直面する県民の家計応援のため、プレミアム付デジタル商品券を活用したキャンペーン第4弾を実施</p> <p>○対象店舗 スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店、飲食店、直売所、商店街の小売店等</p> <p>○募集開始 R6.11月下旬頃〔予定〕</p> <p>○利用期間 R7.1月～2月頃〔予定〕</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">キャンペーン概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>すべての県民</td> </tr> <tr> <td>販売単価</td> <td>一口6,250円分を5,000円で販売</td> </tr> <tr> <td>プレミアム率</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>申込上限</td> <td>4口/人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○携帯電話販売店等と連携し、高齢者などスマホの使い方に不慣れな方へのサポートを実施</p>	キャンペーン概要		対象者	すべての県民	販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売	プレミアム率	25%	申込上限	4口/人	4,430,000
キャンペーン概要												
対象者	すべての県民											
販売単価	一口6,250円分を5,000円で販売											
プレミアム率	25%											
申込上限	4口/人											
(2) 光熱費高騰影響の緩和		604,000										
<p>国の電気・ガス利用者への支援(8～10月分)に呼応し、国支援の対象とならないLPガス利用者や特別高圧電力を受電する中小企業等の負担軽減対策(3ヶ月相当)を実施</p>												
① LPガス販売事業者を通じた利用者負担軽減	<p>LPガス利用者に対し、販売事業者を通じ、1契約あたり650円の料金軽減対策を実施</p> <p>○対象 LPガス販売事業者(約473,000契約)</p> <p>○支援額 定額 650円/契約</p>	346,000										
② 地場産業等LPガス価格高騰対策	<p>LPガスの使用料について、本県地場産業の中でも、製造コストに占める割合が特に高い業種の事業者に対して、LPガス価格高騰に対する支援を実施</p> <p>○対象業種 粘土かわら製造業、陶磁器・同関連製品製造業〔淡路瓦、丹波立杭焼等〕</p> <p>○支援金 LPガス使用量に応じて、2万円～最大37万円</p>	18,000										
③ 特別高圧電力を利用する事業者支援	<p>国の高圧電力利用事業者に対する支援に準じ、特別高圧電力で受電する県内中小企業等への支援を実施</p> <p>○対象 特別高圧電力で受電する県内中小企業等</p> <p>○支援単価 R6.8月～9月：2.0円/kwh、R6.10月：1.3円/kwh(国の高圧電力に対する支援単価並)</p> <p>○申請受付 R6.11月開始予定</p>	240,000										

(参考資料) 兵庫県 令和6年度9月補正予算(緊急対策) 施策体系別事業一覧

(単位: 千円)

事業名	事業内容	金額																																																
2 県民生活の安全・安心の確保		5,951,000																																																
(1) 県民の安全・安心の基盤づくり		114,000																																																
① ナガエツルノゲイトウ緊急防除対策	<p>特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」の繁茂が急拡大している中、更なる繁茂拡大による農業被害等を防ぐため、緊急防除等を実施</p> <p><緊急防除の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ○緊急防除の技術的支援 (500千円) 専門家派遣による技術的支援を実施 ・支援段階 ①防除計画策定、②防除実施、 ③防除後のモニタリング、 ④メンテナンスの各段階において、専門家を派遣 ○緊急防除対策費補助 (91,430千円) 農業水利施設等に係る駆除・拡散防止等経費を補助 ・補助率 10/10 ・対象経費 遮光シート敷設 (約10,000㎡) 侵入・拡散防止柵設置 土砂撤去・処分等経費 ・対象箇所 東播磨、北播磨、淡路地域等の水路・ため池 ○県管理河川での緊急防除 (18,000千円) 農業被害の発生が懸念される県管理河川について、緊急防除を実施 ・実施箇所 瀬戸川(東播磨)、喜瀬川(東播磨)、山路川(淡路) <p><新防除手法、簡易処分方法の開発・実証></p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地等における防除手法の開発・実証 (1,500千円) 有機農業でも実施できる防除手法(熱水、高濃度酢酸処理等)の開発・実証 ○簡易処分方法の開発・実証 (1,822千円) 簡易な乾燥枯死処理手法の開発・実証 	114,000																																																
(2) 社会基盤の充実・強化		5,837,000																																																
① 公共事業内示増への対応	<p>社会基盤の充実・強化を図るため、公共事業の国内示増に対応し、高規格道路の整備などを推進</p> <p>○公共事業 (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="526 1243 1343 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費</th> <th>主な箇所</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通常</td> <td>道路</td> <td>4,756,000</td> <td>国道178号浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)</td> <td>IC改良工等</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>24,000</td> <td>内田海岸(洲本市)</td> <td>磯養浜</td> </tr> <tr> <td>漁港</td> <td>456,000</td> <td>沼島漁港(南あわじ市)</td> <td>水門工事</td> </tr> <tr> <td>災害</td> <td>道路</td> <td>368,000</td> <td>加古川小野線 東播磨道(小野市)</td> <td>法面復旧</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,604,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○国直轄事業 (単位: 千円)</p> <table border="1" data-bbox="526 1482 1343 1617"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">主な箇所</th> <th rowspan="2">事業内容</th> </tr> <tr> <th>(県負担額)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常</td> <td>砂防</td> <td>131,000</td> <td>六甲山系(神戸市)</td> <td>砂防堰堤等</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>102,000</td> <td>東播海岸(神戸市)</td> <td>用地補償、護岸工</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>233,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業費	主な箇所	事業内容	通常	道路	4,756,000	国道178号浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)	IC改良工等	海岸	24,000	内田海岸(洲本市)	磯養浜	漁港	456,000	沼島漁港(南あわじ市)	水門工事	災害	道路	368,000	加古川小野線 東播磨道(小野市)	法面復旧	計	5,604,000				区分	事業費		主な箇所	事業内容	(県負担額)		通常	砂防	131,000	六甲山系(神戸市)	砂防堰堤等	海岸	102,000	東播海岸(神戸市)	用地補償、護岸工	計		233,000			5,837,000
区分	事業費	主な箇所	事業内容																																															
通常	道路	4,756,000	国道178号浜坂道路Ⅱ期(新温泉町)	IC改良工等																																														
	海岸	24,000	内田海岸(洲本市)	磯養浜																																														
	漁港	456,000	沼島漁港(南あわじ市)	水門工事																																														
災害	道路	368,000	加古川小野線 東播磨道(小野市)	法面復旧																																														
計	5,604,000																																																	
区分	事業費		主な箇所	事業内容																																														
	(県負担額)																																																	
通常	砂防	131,000	六甲山系(神戸市)	砂防堰堤等																																														
	海岸	102,000	東播海岸(神戸市)	用地補償、護岸工																																														
計		233,000																																																
合 計		10,985,000																																																
一 般 会 計		10,985,000																																																

令和 6 年 9 月（定例）

第 368 回 兵 庫 県 議 会 提 出 議 案 関 係 資 料（その 1）

（ 予 算 関 係 ）

兵 庫 県

目 次

令和6年度補正予算提案額概計

	頁
1. 総 括	5
2. 一 般 会 計 (第104号議案)	
ア 部局別予算提案額	6
イ 経費別予算提案額	7
ウ 歳入予算提案額	8
3. 部局別予算提案額の内訳	
ア 危機管理	1 1
イ 産業労働	1 2
ウ 農林水産	1 3
エ 環 境	1 4
オ 土 木	1 5

令和6年度補正予算提案額概計

1 総括

(単位：千円、%)

区 分		既定予算額	今回提案額	合 計	前年同期 対 比
一 般 会 計	歳 入	2,339,007,000	10,985,000	2,349,992,000	98.5
	歳 出	2,339,007,000	10,985,000	2,349,992,000	98.5
	差 引	0	0	0	—
特 別 会 計	歳 入	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	歳 出	1,635,505,071	0	1,635,505,071	101.8
	差 引	0	0	0	—
計	歳 入	3,974,512,071	10,985,000	3,985,497,071	99.9
	歳 出	3,974,512,071	10,985,000	3,985,497,071	99.9
	差 引	0	0	0	—
公 営 企 業 会 計	歳 入	302,333,439	0	302,333,439	102.3
	歳 出	327,258,158	0	327,258,158	104.8
	差 引	△ 24,924,719	0	△ 24,924,719	—
合 計	歳 入	4,276,845,510	10,985,000	4,287,830,510	100.0
	歳 出	4,301,770,229	10,985,000	4,312,755,229	100.2
	差 引	△ 24,924,719	0	△ 24,924,719	—

2 一 般 会 計
ア 部局別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前 年 同 期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
総 務	66,611,440	0	0	0	0	0	66,611,440	100.8
企 画	9,252,701	0	0	0	0	0	9,252,701	120.4
財 務	471,130,595	0	0	0	0	0	471,130,595	100.6
県 民 生 活	6,936,709	0	0	0	0	0	6,936,709	99.9
危 機 管 理	3,310,650	346,000	346,000	0	0	0	3,656,650	36.1
福 祉	377,850,064	0	0	0	0	0	377,850,064	102.3
保 健 医 療	72,373,609	0	0	0	0	0	72,373,609	58.5
産 業 労 働	626,341,061	4,688,000	4,688,000	0	0	0	631,029,061	98.2
農 林 水 産	77,963,733	456,000	341,400	0	102,000	12,600	78,419,733	95.8
環 境	5,044,618	96,000	96,000	0	0	0	5,140,618	111.4
土 木	125,996,465	5,399,000	2,779,500	52,200	2,291,700	275,600	131,395,465	98.7
ま ち づ く り	16,458,085	0	0	0	0	0	16,458,085	111.4
教 育 委 員 会	334,237,866	0	0	0	0	0	334,237,866	105.9
警 察	141,302,113	0	0	0	0	0	141,302,113	103.5
行 政 委 員 会 等	4,197,291	0	0	0	0	0	4,197,291	110.4
歳 入 振 替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,339,007,000	10,985,000	8,250,900	52,200	2,393,700	288,200	2,349,992,000	98.5

イ 経費別予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	財 源 内 訳				計	前年同期 対 比
			国庫支出金	特 定 財 源	起 債	一 般 財 源		
I 一般行政経費	1,811,675,798	5,148,000	5,148,000	0	0	0	1,816,823,798	97.9
(1) 人件費	461,161,277	0	0	0	0	0	461,161,277	106.5
職員給等	427,662,277	0	0	0	0	0	427,662,277	102.4
退職手当	33,499,000	0	0	0	0	0	33,499,000	217.4
(2) 物件費	11,404,128	258,000	258,000	0	0	0	11,662,128	96.0
(3) その他	1,339,110,393	4,890,000	4,890,000	0	0	0	1,344,000,393	95.2
II 投資的経費	185,909,059	5,837,000	3,102,900	52,200	2,393,700	288,200	191,746,059	100.4
(1) 普通建設事業費	174,946,315	5,837,000	3,102,900	52,200	2,393,700	288,200	180,783,315	102.8
(1) (i) 補助事業	94,370,000	5,604,000	3,102,900	52,200	2,184,000	264,900	99,974,000	104.5
(㍑) 単独事業	70,446,315	0	0	0	0	0	70,446,315	101.6
(㍑) 国直轄負担金	10,130,000	233,000	0	0	209,700	23,300	10,363,000	95.9
(2) 災害復旧事業費	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	72.4
(i) 補助事業	10,962,744	0	0	0	0	0	10,962,744	80.3
(㍑) 単独事業	0	0	0	0	0	0	0	皆減
(㍑) 国直轄負担金	0	0	0	0	0	0	0	—
III 公債費	270,485,433	0	0	0	0	0	270,485,433	101.5
IV 繰出金	70,936,710	0	0	0	0	0	70,936,710	99.8
歳入振替	0	0	0	0	0	0	0	—
合 計	2,339,007,000	10,985,000	8,250,900	52,200	2,393,700	288,200	2,349,992,000	98.5

ウ 歳入予算提案額

(単位：千円、%)

区 分	既定予算額	今回提案額	計	前年同期 対 比
県 税	815,900,000	0	815,900,000	101.0
(1) 普 通 税	815,865,000	0	815,865,000	101.0
(2) 目 的 税	35,000	0	35,000	100.0
地 方 譲 与 税	104,971,000	0	104,971,000	104.7
(1) 特別法人事業譲与税	100,400,000	0	100,400,000	105.1
(2) 地方揮発油譲与税	3,347,000	0	3,347,000	95.0
(3) 石油ガス譲与税	100,000	0	100,000	78.1
(4) 自動車重量譲与税	674,000	0	674,000	105.0
(4) 森林環境譲与税	196,000	0	196,000	104.3
(6) 航空機燃料譲与税	254,000	0	254,000	101.6
地 方 特 例 交 付 金	16,449,000	0	16,449,000	530.4
地 方 交 付 税	348,800,000	288,200	349,088,200	101.7
(1) 普 通 交 付 税	344,600,000	288,200	344,888,200	101.7
(2) 特 別 交 付 税	4,200,000	0	4,200,000	101.6
臨 時 財 政 対 策 債	11,600,000	0	11,600,000	43.9
調 整 債	8,396,000	0	8,396,000	106.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,292,000	0	1,292,000	93.2
繰 越 金	1,000	0	1,000	100.0
計 (一般財源)	1,307,409,000	288,200	1,307,697,200	101.3
分 担 金 及 び 負 担 金	4,216,659	52,200	4,268,859	104.1
使 用 料 及 び 手 数 料	19,645,881	0	19,645,881	98.8
国 庫 支 出 金	169,935,209	8,250,900	178,186,109	67.9
財 産 収 入	2,406,854	0	2,406,854	111.0
寄 附 金	408,437	0	408,437	110.5
繰 入 金	79,738,621	0	79,738,621	169.4
諸 収 入	651,845,939	0	651,845,939	99.2
県 債	103,400,400	2,393,700	105,794,100	103.8
合 計	2,339,007,000	10,985,000	2,349,992,000	98.5

3 部局別予算提案額の内訳

(危機管理部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
産業保安対策費	23,314	346,000	346,000	0	0	0	L P ガス利用者負担軽減事業費補助 346,000

(産業労働部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
中小企業振興 対 策 費	54,457	4,430,000	4,430,000	0	0	0	ひょうご家計応援キャンペーン事業費 4,430,000
産地振興対策費	108,395	18,000	18,000	0	0	0	地場産業等LPガス価格高騰対策一時支援金 18,000
産業振興推進費	1,316,439	240,000	240,000	0	0	0	中小企業等特別高圧電力価格高騰対策 一時支援金 240,000

(農林水産部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	区 分	現計予算額	今回提案額	計
公 共 事 業 費	19,660,447	456,000	341,400	0	102,000	12,600				
							農 業 農 村	11,000,000	0	11,000,000
							造 林	1,650,000	0	1,650,000
							林 道	504,347	0	504,347
							治 山	3,794,000	0	3,794,000
							漁 港	1,434,000	456,000	1,890,000
							漁場整備開発	912,000	0	912,000
							経営構造対策	55,000	0	55,000
							林業構造改善	12,100	0	12,100
							漁業構造改善	299,000	0	299,000
							合計	19,660,447	456,000	20,116,447
							※県費随伴補助を含む			

(環 境 部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源	
自 然 環 境 保 全 対 策 費	130,103	96,000	96,000	0	0	0	1 ナガエツルノゲイトウ緊急対策事業費 4,500 2 ナガエツルノゲイトウ緊急対策事業費補助 91,500

(土木部)

(単位：千円)

事 項	令和6年度 現計予算額	今回提案額	財 源 内 訳				概 要			
			国庫支出金	特定財源	起 債	一般財源				
公 共 事 業 費	60,147,000	5,148,000	2,761,500	52,200	2,082,000	252,300	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道路・街路	36,804,000	5,124,000	41,928,000
							河川・ダム	11,130,000	0	11,130,000
							砂 防	8,231,000	0	8,231,000
							海岸・港湾	3,982,000	24,000	4,006,000
計	60,147,000	5,148,000	65,295,000							
国直轄事業負担金	9,646,000	233,000	0	0	209,700	23,300	区 分	現計予算額	今回提案額	計
							道 路	5,688,000	0	5,688,000
							河 川	2,323,000	0	2,323,000
							砂 防	1,155,000	131,000	1,286,000
							海岸・港湾	480,000	102,000	582,000
計	9,646,000	233,000	9,879,000							
県 単 独 河 川 維 持 修 繕 費	3,889,578	18,000	18,000	0	0	0	ナガエツルノゲイトウ緊急対策事業費	18,000		

令和 6 年 9 月 (定 例)

第368回兵庫県議会提出議案関係資料 (その2)

(条 例 等 関 係)

兵 庫 県

目 次

I 条例及びその他案件関係	3
総 務 関 係	4
健 康 福 祉 関 係	5
農 政 環 境 関 係	9
建 設 関 係	14
文 教 関 係	34
警 察 関 係	35
II 令和5年度兵庫県歳入歳出決算関係	37
III 令和5年度兵庫県公営企業会計決算関係	39

I 条例及びその他案件関係

総 務 関 係

第120号議案 大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務請負契約 の変更

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 業務名

大阪・関西万博兵庫棟（仮称）等展示設計・制作業務

2 契約金額

契約金額	今回変更しようとする金額	増 額
405,130,000円	574,780,000円	169,650,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
36,830,000円	52,252,727円	15,422,727円

3 契約の相手方

大阪府大阪市北区中之島2丁目3番18号

凸版印刷・トータルメディア開発研究所・神戸新聞事業社・神姫バス・TSP太陽共同企業体

(代表者)

トッパン
TOPPAN株式会社西日本事業本部

執行役員 関西クロステックビジネスイノベーション事業部長 栗野 充裕

(構成員)

- 株式会社トータルメディア開発研究所

代表取締役 山村 健一郎

- 株式会社神戸新聞事業社

代表取締役社長 佐川 英樹

- 神姫バス株式会社

代表取締役社長 長尾 真

- TSP太陽株式会社 大阪支店

大阪支店長 杉本 裕紀

4 変更の理由

工事開始時までの物価上昇の影響及び今年度業務における積算の照査に伴い契約金額を増額する。

健 康 福 祉 関 係

第105号議案 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

生活保護法の一部改正により、進学準備給付金の対象に被保護者であって高等学校等を卒業後、就職して自立する者が追加され、当該給付金の名称が変更されたことから、個人番号を利用することができる事務のうち、同法の適用対象とならない生活に困窮する外国人に対する当該給付金の支給に関する事務の対象に当該者を追加する等所要の整備を行う。

2 制定の概要

進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改める（別表第1及び別表第2関係）。

3 施行期日

公布の日

第117号議案 交付金返還請求反訴事件に係る出訴

交付金交付決定取消決定取消等請求事件に対する反訴を提起しようとする。

1 出訴の相手方

FRONT LINE株式会社（大阪府中央区平野町2丁目2番7号北浜コンソール203）

2 出訴の内容

金47,217,000円及びこれに対する遅延利息、加算金について、年10.95%の割合による金員の支払を求める。

3 出訴の要旨

(1) 相手方は、無料PCR検査等実施事業者検査実施事業（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）を実施し、それに伴い兵庫県知事から当該事業に係る交付金（以下「本件交付金」という。）の交付決定を受けていたところ、本県は、相手方から当該事業の関係書類の提出を受け、書類調査、受検者への電話による事実確認その他の検査実施状況の確認調査を実施し、検査数の水増し及び場外検査という重大な違反事実を複数確認したため、偽りその他不正な手段により本件交付金を受領したことを理由として令和5年10月25日付けで本件交付金の交付決定取消決定（以下「本件取消決定」という。）を行い、相手方に対し本件交付金の返還を命じた。

(2) しかし、相手方は、検査数の水増し及び場外検査を行ったことはないため、本件取消決定には重要な事実についての誤認が認められること、仮に不適正な事例が見つかった場合でも、その事例の数に相応する本件交付金の交付決定を取り消すべきであり、本件交付金全額の交付決定を取り消すことは比例原則に違反すること等から、本件取消決定には裁量権の逸脱又は濫用が認められるとして、本県に対し、交付金交付決定取消決定取消等請求訴訟を提起しており、本県は当該訴訟に応訴している。

(3) 相手方は、本件交付金の返還命令及び督促に応じず、今後も支払が見込めないことから、本件交付金、加算金及び遅延利息の支払を求め、3(2)の訴訟に対する反訴を提起する。

4 本件交付金の概要

(1) 交付金名

無料PCR検査等実施事業者検査実施事業

（ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業及び感染拡大傾向時の一般検査事業）

(2) 交付時期及び交付額

47,217,000円

区分	ワクチン・検査パッケージ・ 対象者全員検査事業			一般検査事業		
	申請日	申請・交付額	交付日	申請日	申請・交付額	交付日
1期(R3.12~R4.3)	R4.3.31	356,500円	R4.5.27	R4.3.31	6,359,500円	R4.5.27
2期(R4.4~R4.6)	R4.6.30	195,500円	R5.1.19	R4.11.28	20,976,000円	R5.1.31
3期(R4.7~R4.8)	R4.8.31	299,000円	R5.3.23	R4.11.25	8,609,000円	R5.3.23
4期(R4.9~R5.1)	—	—	—	R5.2.15	9,097,000円	R5.4.20
5期(R5.2~R5.3)	—	—	—	R5.3.31	1,324,500円	R5.5.18
合計	—	851,000円	—	—	46,366,000円	—

5 本訴の概要

(1) 当事者

原告（反訴被告） FRONT LINE 株式会社

被告（反訴原告） 兵庫県

第118号議案 損害賠償額の決定

県立はりま姫路総合医療センター医療事故に係る損害賠償請求事件の損害賠償の額を次のとおり定めようとする。

1 事件の概要

令和5年2月、他院から紹介のあった心房粗動^{しんぼうそどう}の患者が入院。医師は紹介状に抗血栓薬を内服している旨の記載があることを確認し、抗血栓薬を処方したと思い込んだが、実際には医師の誤認により処方されていなかった。このため、入院から5日後に患者は脳梗塞を発症し、左半身に麻痺が発生した。

当該医療事故に関し、相手方と損害賠償の協議を行い、検討した結果、下記の額で和解することとした。

2 損害賠償の額

9,500,000円

農 政 環 境 関 係

第109号議案 国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業についての市町負担額の決定

国営加古川水系広域農業水利施設総合管理事業は市町が受益するものであるので、当該管理事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事 業 名	市 町 名	負 担 額
国営東条川土地改良事業	三 木 市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	小 野 市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	加 東 市	〃
国営加古川西部土地改良事業	姫 路 市	事業費に100分の17.5を乗じて得た額
	西 脇 市	〃
	小 野 市	〃
	加 西 市	〃
	加 東 市	〃
	多 可 町	〃
国営東播用水土地改良事業	神 戸 市	事業費に100分の22.5を乗じて得た額
	明 石 市	〃
	加 古 川 市	〃
	三 木 市	〃
	稲 美 町	〃

第110号議案 国営土地改良事業についての市町負担額の決定

国営土地改良事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営東播用水二期土地改良事業	神戸市	事業費に100分の5.62を乗じて得た償還額と償還利子分の償還額を加えた額
	明石市	〃
	加古川市	〃
	三木市	〃
	稲美町	〃

第111号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う基幹水利施設ストックマネジメント事業、経営体育成基盤整備事業等は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
基幹水利施設ストックマネジメント事業	三木市	工事費に100分の21を乗じて得た額
	小野市	〃
	南あわじ市	〃
	加東市	〃
	稲美町	〃
	姫路市	工事費に100分の19を乗じて得た額
	丹波篠山市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	市川町	〃
経営体育成基盤整備事業	加古川市	工事費に100分の11.25を乗じて得た額
	神戸市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	加西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	太子町	〃
	新温泉町	〃
	南あわじ市	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の12.5を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額 農地整備事業の工事費に100分の10を乗じて得た額
	市川町	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の12を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額
	福崎町	{ 農業競争力強化農地整備事業の工事費に 100分の11.25を乗じて得た額 農地中間管理機構関連農地整備事業の工事費に 100分の10を乗じて得た額

かんがい排水事業	稲美町	工事費に100分の19を乗じて得た額
	丹波篠山市	工事費に100分の15を乗じて得た額
	新温泉町	工事費に100分の12を乗じて得た額
	丹波市	工事費に100分の10を乗じて得た額
	豊岡市	<ul style="list-style-type: none"> 水利施設等保全高度化事業の中山間地域の工事費に100分の10を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の中山間地域の工事費に100分の17.5を乗じて得た額
三田市	<ul style="list-style-type: none"> 農業水路等長寿命化・防災減災事業の一般地域の工事費に100分の19を乗じて得た額 農業水路等長寿命化・防災減災事業の中山間地域の工事費に100分の15を乗じて得た額 	
ため池等整備事業	姫路市	工事費に100分の11を乗じて得た額
	相生市	〃
	西脇市	〃
	高砂市	〃
	小野市	〃
	三田市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
	多可町	〃
	稲美町	〃
	市川町	〃
	太子町	〃
	上郡町	〃
	佐用町	〃
	新温泉町	〃
	神戸市	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額 小規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の16を乗じて得た額
	加古川市	〃
	三木市	〃
	加西市	〃
	明石市	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積40ha以上の地区のため池整備事業(旧豪雨対策型)の工事費に100分の11を乗じて得た額 小規模地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の16を乗じて得た額
	洲本市	<ul style="list-style-type: none"> 受益面積40ha以上の中山間地区のため池整備事業(旧豪雨対策型)の工事費に100分の6を乗じて得た額 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額
	赤穂市	<ul style="list-style-type: none"> 一般整備型事業の工事費に100分の14を乗じて得た額 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に100分の11を乗じて得た額
<ul style="list-style-type: none"> 一般整備型事業の工事費に100分の14を乗じて得た額 		

	南あわじ市 加東市 丹波篠山市	{ 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に 100分の11を乗じて得た額 一般整備型事業の工事費に 100分の14を乗じて得た額 " { 受益面積40ha以上の中山間地区のため池整備事業 (旧豪雨対策型) の工事費に100分の6を乗じて得た額 小規模中山間地区の地震・豪雨対策型事業の工事費に 100分の11を乗じて得た額
広域営農団地農道整備事業	洲本市 豊岡市 南あわじ市	工事費に100分の15を乗じて得た額 " "
湛水防除事業	赤穂市 豊岡市	工事費に100分の8を乗じて得た額 { 中山間地域の基幹部分の工事費に 100分の8を乗じて得た額 中山間地域のその他の工事費に 100分の13を乗じて得た額
土地改良施設耐震対策事業	神戸市 明石市 加古川市 三木市 稲美町 豊岡市	工事費に100分の18を乗じて得た額 " " " " 工事費に100分の8を乗じて得た額
農業用河川工作物応急対策事業	姫路市 赤穂市 福崎町	工事費に100分の8を乗じて得た額 " "
特定農業用管水路等特別対策事業	洲本市 南あわじ市	工事費に100分の10を乗じて得た額 "
森林基幹道整備事業	養父市 朝来市 神河町	工事費に100分の10を乗じて得た額 " "
水産流通基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の5を乗じて得た額
水産生産基盤整備事業	姫路市	工事費に100分の0.5を乗じて得た額
県単独漁港改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額

第106号議案 建築基準条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

- (1) 建築基準条例（以下「条例」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）及び法に基づく命令が定める建築物の敷地、構造、高さ及び建築設備並びに建築物又はその敷地と道路との関係の基準について、安全上、防火上及び衛生上必要な基準を附加している。
- (2) 法の一部改正により、既存不適格建築物（法律・条例等の施行又は適用前から存在している建築物で、法律等の改正による改正後の基準（以下、「現行基準」という。）に適合しなくなったものをいう。以下同じ。）において、特定の範囲で行う増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「増築等」という。）又は用途変更の場合は、現行基準に適合しない既存部分に現行基準を適用しないこととする制限の緩和に係る規定について、当該緩和の範囲が拡充されたことを踏まえ、条例における既存不適格建築物に対する制限の緩和に関する規定について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

(1) 増築等に対する制限の緩和の見直し（第27条の8関係）

- ア 増築及び改築（以下「増改築」という。）に係る部分の対象床面積（当該部分の床面積から階段室、機械室その他の火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める用途に供する部分の床面積を減じた面積をいう。）の合計が基準時（法の規定により、条例の規定の適用を受けない建築物について、引き続き条例の規定（規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）における延べ面積の20分の1を未滿で、かつ、50平方メートル以内の増改築をする場合において、当該増改築をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付けその他の特殊建築物に関する附加基準の一部を適用しないものとする。
- イ 火熱遮断壁等の設置により既存不適格部分を区画して増改築をする場合において、当該増改築をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付けその他の特殊建築物に関する附加基準の一部を適用しないものとする。
- ウ 既存不適格建築物の屋根又は外壁等の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合において、当該大規模の修繕又は大規模の模様替をする部分以外には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付けその他の特殊建築物に関する附加基準の一部を適用しないものとする。
- エ 独立部分（基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分をいう。以下同じ。）が2以上ある既存不適格建築物の増築等をする場合において、当該増築等をする独立部分以外の独立部分には、老人福祉施設等の耐火建築物等の義務付けその他の特殊建築物

に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

オ 既存不適格建築物の増築等をする場合において、当該増築等をする部分以外には、興行場の主階の前面広間等の幅の制限等の避難施設に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

(2) 用途の変更に対する制限の緩和の見直し（第27条の9関係）

ア 独立部分が2以上ある既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする独立部分以外の独立部分には、建築物の一部に設ける自動車車庫等の開口部の制限等の特殊建築物に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

イ 既存不適格建築物の用途の変更をする場合において、当該用途の変更をする部分以外には、興行場の主階の前面広間等の幅の制限等の避難施設に関する附加基準の一部を適用しないものとする。

3 施行期日

公布の日

第107号議案 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

建築基準法の一部改正により、国、都道府県等が建築物を建築する場合等においても民間の指定確認検査機関が審査、検査等ができる旨の規定が追加されることに伴い、使用料及び手数料徴収条例で引用している国、都道府県等の建築物に対する手続きを定める規定について、所要の整備を行う。

2 制定の概要

建築基準法の引用条文を改める（別表第4関係）。

3 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日

第111号議案 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行う急傾斜地崩壊対策事業、街路事業等は市町が受益するものであるため、当該建設事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (一般分)	神戸市	工事費に10分の2を乗じて得た額
	姫路市	〃
	西宮市	〃
	芦屋市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	たつの市	〃
	太子町	〃
佐用町	〃	
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (公共施設関連分)	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	宝塚市	〃
	川西市	〃
	養父市	〃
	丹波市	〃
	南あわじ市	〃
	朝来市	〃
	淡路市	〃
	佐用町	〃
新温泉町	〃	
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面一般分)	神戸市	工事費に10分の1を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	赤穂市	〃
	宝塚市	〃
	高砂市	〃
	三田市	〃
	養父市	〃
	朝来市	〃
	宍粟市	〃
	たつの市	〃
	猪名川町	〃
佐用町	〃	
香美町	〃	
公共事業急傾斜地崩壊対策事業 (大規模斜面公共施設関連分)	神戸市	工事費に100分の5を乗じて得た額
	姫路市	〃
	洲本市	〃
	豊岡市	〃
	丹波篠山市	〃

	養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 たつの市 猪名川町 市川町 神河町 上郡町 佐用町 香美町 新温泉町	工事費に100分の5を乗じて得た額 " " " " " " " " " " "
県単独急傾斜地崩壊対策事業	神戸市 姫路市 西宮市 豊岡市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 丹波篠山市 養父市 南あわじ市 朝来市 宍粟市 たつの市 多可町 神河町 佐用町 新温泉町	工事費に10分の1を乗じて得た額 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
県単独港湾改良事業	淡路市	工事費に100分の15を乗じて得た額
公共事業街路事業 (重点配分対象事業)	姫路市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 川西市 たつの市 新温泉町	事業費に10分の2.25を乗じて得た額 " " " " " " "
公共事業街路事業 (重点配分対象事業以外)	尼崎市 加古川市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 "
公共事業鉄道高架事業 (連続立体交差事業分)	加古川市 高砂市	事業費に10分の2.5を乗じて得た額 "

<p>県単独街路事業</p>	<p>姫路市 尼崎市 明石市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 高砂市 川西市 たつの市 新温泉町</p>	<p>事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>流域下水道事業建設改良事業 (公共事業流域下水道事業)</p>	<p>神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 宍粟市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町</p>	<p>{ 管渠、用地及びポンプ場等の事業費に4分の1を乗じて得た額 処理施設等の事業費に6分の1を乗じて得た額 〃</p>
<p>流域下水道事業建設改良事業 (県単独流域下水道事業)</p>	<p>神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市</p>	<p>事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>

	加西市 穴栗市 加東市 たつの市 猪名川町 稲美町 播磨町 太子町	事業費に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
流域下水道事業建設改良事業 (流域下水汚泥処理事業)	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 伊丹市 宝塚市 三田市 穴栗市 たつの市 太子町	流域関連事業費から国庫補助金及び起債相当額を 控除した額に2分の1を乗じて得た額 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

第112号議案 国営明石海峡公園整備事業についての神戸市負担額の決定

国営明石海峡公園整備事業は神戸市が受益するものであるので、当該事業に要する経費のうち令和6年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり神戸市の負担とする。

事業名	市町名	負担額
国営明石海峡公園整備事業	神戸市	神戸地区における工事費の3分の1に相当する県負担額に2分の1を乗じて得た額

第113号議案 兵庫県道路公社が行う遠阪トンネル有料道路の事業変更についての同意

遠阪トンネル有料道路において、料金徴収期間の延長等を行うにあたり、兵庫県道路公社から事業変更の同意申請があったことについて、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第16条第1項の規定により同意しようとする。

1 事業変更の概要

兵庫県道路公社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第4項の規定により国土交通大臣の許可を受けた事項のうち、次のとおり変更する。

(1) 料金の徴収期間

大規模修繕・更新の資金を確保するため、料金徴収期間を「令和8年1月18日まで」から「令和23年3月31日まで」に改める。

(2) 料金の額

ア 社会実験

社会実験の事務手続を明確にするため、本項を新たに記載する。

[記載内容]

社会実験として、以下のとおり料金設定又は料金割引ができるものとする。

イ 割引をする自動車

料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 料金の額

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて料金の額又は割引率を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

全区間とする。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

イ 企画割引

企画割引の事務手続を明確にするため、本項を新たに記載する。

[記載内容]

償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

全区間とする。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

第121号議案 主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事
請負契約の変更

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

主要地方道加古川小野線東播磨道北工区^{むろやま}室山高架橋上部工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1, 948, 156, 100円	2, 011, 150, 390円	62, 994, 290円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
177, 105, 100円	182, 831, 853円	5, 726, 753円

3 契約の相手方

神戸市中央区伊藤町^{いとうまち}1 1 9番地

ピーエス・コンストラクション・コーアツ工業特別共同企業体

(代表者)

ピーエス・コンストラクション株式会社 神戸営業所

所長 ^{かたおか}片岡 ^{まさみち}正通

(構成員)

コーアツ工業株式会社 神戸営業所

所長 ^{おおば}大場 ^{じゅんいちろう}順一郎

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第122号議案 しんたもん 県営新多聞住宅第2期建築工事請負契約の変更

第367回兵庫県議会において議決のあった、第100号議案 県営新多聞住宅第2期建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営新多聞住宅第2期建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
1,743,500,000円	1,782,135,300円	38,635,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
158,500,000円	162,012,300円	3,512,300円

3 契約の相手方

神戸市西区^{おおつわ}大津和一丁目6番地の2

^{かんけん} 関建・^{まるしょう} 丸正特別共同企業体

(代表者)

^{かんさい} 関西建設工業株式会社

代表取締役 ^{ひらおか} 平岡 ^{ゆうすけ} 勇介

(構成員)

^{まるしょう} 丸正建設株式会社

代表取締役社長 ^{きたなみ} 北浪 ^{こういち} 孝一

4 変更の理由

「令和6年3月適用の公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について」（令和6年2月22日土木部長通知）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第123号議案 県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事請負契約の変更

第360回兵庫県議会において議決のあった、第105号議案 県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

県営^{にしこや}尼崎西昆陽住宅建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
885,500,000円	955,199,300円	69,699,300円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
80,500,000円	86,836,300円	6,336,300円

3 契約の相手方

神戸市長田区^{にしりいけちよう}西尻池町二丁目3番30号

^{みなとけんせつ}湊建設工業株式会社

代表取締役 藤本 ^{よしひろ}義博

4 変更の理由

建設工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）の運用に基づき、契約金額を増額する。

第 124 号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事請負契約の変更

第 365 回兵庫県議会において議決のあった、第 109 号議案 兵庫県立総合衛生学院建築工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院建築工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
3, 215, 341, 800円	3, 258, 156, 000円	42, 814, 200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
292, 303, 800円	296, 196, 000円	3, 892, 200円

3 契約の相手方

神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 19 号

だいほう しんこうこうさん まただ
大豊・神鋼興産・益田特別共同企業体

(代表者)

だいほうけんせつ
大豊建設株式会社神戸営業所

所長 かしわ かずなり
相 和成

(構成員)

ディーシーレンこう
・ T C 神鋼不動産建設株式会社

代表取締役社長 きた よしお
北 芳男

株式会社まただ
・ 株式会社益田工務店

取締役社長 ながい かんじ
永井 完次

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第 125 号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第175号議案 兵庫県立総合衛生学院電気設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院電気設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
705, 136, 300円	710, 653, 900円	5, 517, 600円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
64, 103, 300円	64, 604, 900円	501, 600円

3 契約の相手方

神戸市中央区京町70番地

すみとも ひらお
住友・平尾特別共同企業体

(代表者)

すみともでんせつ
住友電設株式会社神戸支店

支店長 にいの よしゆき
新野 義幸

(構成員)

ひらおでんこう
平尾電工株式会社

代表取締役 ひらお ひでき
平尾 秀樹

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第 126 号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事請負契約の変更

第366回兵庫県議会において議決のあった、第176号議案 兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事に係る請負契約を次のとおり変更しようとする。

1 工事名

兵庫県立総合衛生学院空気調和設備工事

2 契約金額の変更

すでに議決のあった金額	今回変更しようとする金額	増 額
651,630,100円	655,933,300円	4,303,200円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
59,239,100円	59,630,300円	391,200円

3 契約の相手方

神戸市中央区港島中町6丁目9番1

精研・三神特別共同企業体

(代表者)

株式会社精研神戸営業所

所長 久保田 博之

(構成員)

三神工業株式会社

代表取締役 高谷 俊則

4 変更の理由

全国的な電線ケーブルの新規受注停止等による工期延長に伴う共通費の増加により、契約金額を増額する。

第127号議案 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事請負契約の締結

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

- 1 工事名
兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕建築工事
- 2 契約金額
888,800,000円
- 3 契約の相手方
兵庫県たつの市龍野町大道486-1
株式会社龍野土木
代表取締役 かみやま 神山 さとし 聡志
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所
神戸市中央区下山手通四丁目17番3
 - (2) 工事内容
計画修繕建築工事
第3号館 建築工事
鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階、地下4階、塔屋2階、延べ面積28,307.45㎡、
建築面積1,677.64㎡
 - (3) 工期
令和7年12月25日限り
- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式
公募型一般競争入札
 - (2) 入札参加者数
9者
 - (3) 最低入札金額
829,950,000円
 - (4) 最高入札金額
1,094,500,000円

第128号議案 兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事請負契約の締結

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県庁本庁舎第3号館計画修繕機械設備工事

2 契約金額

1,617,000,000円

3 契約の相手方

神戸市垂水区舞子坂1丁目10番36号

有元・トータル・田岡特別共同企業体

(代表者)

有元温調株式会社

代表取締役 有元 久雄

(構成員)

・株式会社トータル

代表取締役 福羅 慎治

・田岡企業株式会社

代表取締役 田岡 猷一郎

4 工事の概要

(1) 施工場所

神戸市中央区下山手通四丁目17番3

(2) 工事内容

機械設備（空気調和、換気、衛生設備外）工事

第3号館 鉄骨鉄筋コンクリート造 14階建、地下4階、塔屋2階、

延べ面積28,307.45㎡

(3) 工期

令和7年12月25日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

1者

(3) 最低入札金額

1,617,000,000円

(4) 最高入札金額

1,617,000,000円

第 129 号議案 兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事 請負契約の締結

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

1 工事名

兵庫県立東はりま特別支援学校増築校舎（仮称）外建築工事

2 契約金額

534,600,000円

3 契約の相手方

明石市相生町2丁目2番12号

辻建設株式会社

代表取締役 平岡 勝功

4 工事の概要

(1) 施工場所

加古郡播磨町北古田一丁目88番1

(2) 工事内容

増築校舎外建築工事

ア 増築棟

鉄筋コンクリート造4階建、塔屋1階 延べ面積1,934.16㎡、建築面積559.54㎡

イ 渡廊下

鉄骨造1階建、延べ面積—㎡、建築面積50.80㎡

ウ 屋外附帯工事

雨水排水工事、グラウンド整備工事 一式

(3) 工期

令和7年9月30日限り

5 入札の状況

(1) 入札方式

公募型一般競争入札

(2) 入札参加者数

14者

(3) 最低入札金額

534,600,000円

(4) 最高入札金額

610,500,000円

第 130 号議案 県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事請負契約の締結

県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事に係る請負契約を次のとおり締結しようとする。

- 1 工事名
県営洲本^{うはら}宇原住宅建築工事
- 2 契約金額
1,342,000,000 円
- 3 契約の相手方
南あわじ市^{かしゅう}賀集823番地
^{もりちよう}森長・^{あわじ}淡路特別共同企業体
(代表者)
株式会社^{もりちようぐみ}森長組
代表取締役 ^{もり}森 ^{ひろふみ}宏文
(構成員)
^{あわじどけん}淡路土建株式会社
取締役社長 ^{こといだに}琴井谷 ^{たかし}隆志
- 4 工事の概要
 - (1) 施工場所
洲本市^{うはらたんがした}宇原鍛冶ヶ下755-1 他
 - (2) 工事内容
住棟 鉄筋コンクリート造 6階建 1棟
延べ面積 4,892.09 m²
 - (3) 工期
令和8年3月31日限り
- 5 入札の状況
 - (1) 入札方式
公募型一般競争入札（価格競争方式）
 - (2) 入札参加者数
1者
 - (3) 最低入札金額
1,342,000,000円
 - (4) 最高入札金額
1,342,000,000円

第119号議案 県立豊岡聴覚特別支援学校・県立出石^{いずし}特別支援学校統合校新
校舎建築用地の取得

県立豊岡聴覚特別支援学校・県立出石^{いずし}特別支援学校統合校新校舎建築用地を次のとおり取得しようとする。

1 取得しようとする物件の表示

- (1) 土地 豊岡市九日市上^{このかいちかみのちょう}町字小山^{こやま}700番1外9筆
(2) 面積 83,800.66平方メートル

2 取得の相手方

たじま農業協同組合

豊岡市九日市上^{このかいちかみのちょう}町550番地の1

3 取得予定価格

307,000,000円

4 取得の時期

令和6年12月

警 察 関 係

第108号議案 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 制定の理由

勤務の特殊性並びに国及び他の都道府県警察における特殊勤務手当の支給の状況に鑑み、警察職員が危険を伴う救助作業に従事したときに支給する特殊勤務手当から災害現場において行う作業に従事したときの手当を分離しその額の上限を定めるとともに、警察用船舶の運航作業に従事したときの特殊勤務手当の額の上限を引き上げる等、所要の整備を行う。

2 制定の概要

- (1) 警察職員が危険を伴う救助作業に従事したときに支給する特殊勤務手当から、災害現場において行う作業に従事したときの手当を「災害応急等作業」に係る手当として分離し、作業に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当の額を、1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）を超えない範囲内において公安委員会規則で定める額とする。
- (2) 警察職員が危険を伴う救助作業に従事したときに支給する特殊勤務手当の額の上限を450円とする。

現 行	改 正 案
危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）1日につき840円（著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては、840円を840円に加算した額）	危険を伴う救助作業（そのための訓練を含む。）（次号に掲げる作業を除く。）1日につき450円
	災害応急等作業1日につき1,080円（日没時から日出時までの間に行う作業に従事した場合においては540円を1,080円に加算した額、著しく危険な作業又は著しく危険である区域内において行う作業に従事した場合においては1,080円を1,080円に加算した額）

- (3) 次に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額の上限について、次のとおり引上げを行うものとする。

作 業 名	現 行	改 正 案
警察用船舶の運航作業	日額 250円	日額 330円
看守作業	日額 250円	日額 300円
爆発物の取締りの作業	日額 280円	日額 370円
死体取扱作業	日額 3,200円	1体 3,200円

- (4) その他規定の整備を行う。

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行し、2(1)アは、令和6年1月1日から適用
- (2) 改正前の警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づき支給された特殊勤務手当は、2(1)アによる特殊勤務手当の内払とみなす。

Ⅱ 令和5年度兵庫県歳入歳出決算関係

認第1号～認第14号 令和5年度兵庫県歳入歳出決算の認定

令和5年度兵庫県歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、認定を求める。

令和5年度歳入歳出決算額

(単位:円)

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
一 般 会 計	2,407,650,449,242	2,383,595,596,010	24,054,853,232
特 別 会 計	1,583,725,802,880	1,573,275,713,960	10,450,088,920
県 有 環 境 林 等	7,162,621,192	7,162,621,192	0
港 湾 整 備 事 業	4,011,127,461	3,914,554,921	96,572,540
公共事業用地先行取得事業	0	0	0
県 営 住 宅 事 業	28,784,790,924	28,743,878,830	40,912,094
勤労者総合福祉施設整備事業	1,780,688,832	1,780,688,832	0
庁 用 自 動 車 管 理	139,047,193	139,047,193	0
公 債 費	504,352,376,377	504,352,376,377	0
自 治 振 興 助 成 事 業	1,424,628,816	482,059,072	942,569,744
母子父子寡婦福祉資金	355,812,567	185,036,317	170,776,250
小規模企業者等振興資金	7,418,609,037	6,040,444,988	1,378,164,049
農 林 水 産 資 金	2,041,149,888	1,368,689,292	672,460,596
地 方 消 費 税 清 算	517,029,979,036	516,614,161,206	415,817,830
国 民 健 康 保 険 事 業	509,224,971,557	502,492,155,740	6,732,815,817
合 計	3,991,376,252,122	3,956,871,309,970	34,504,942,152

Ⅲ 令和5年度兵庫県公営企業会計決算関係

認第15号～認第22号 令和5年度兵庫県公営企業会計決算の認定

令和5年度兵庫県公営企業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、認定を求める。

(単位：円)

区 分	病院事業	水道用水供給事業	工業用水道事業	水源開発事業	地域整備事業	企業資産運用事業	地域創生整備事業	流域下水道事業	計
収益的収入	163,374,768,898	15,930,155,689	4,120,591,731	0	6,966,848,101	1,491,224,968	7,430,257	30,112,996,344	222,004,015,988
収益的支出	172,792,148,648	13,131,812,803	3,194,799,852	0	6,482,676,455	1,209,040,861	107,241,899	29,236,290,673	226,154,011,191
差 引	▲9,417,379,750	2,798,342,886	925,791,879	0	484,171,646	282,184,107	▲99,811,642	876,705,671	▲4,149,995,203
資本的収入	18,761,185,172	415,404,150	16,120,246	19,653,820	19,772,135,271	205,301,790	71,012,491	22,539,482,537	61,800,295,477
資本的支出	24,138,546,349	5,596,206,097	1,360,354,835	19,653,820	34,873,408,368	2,767,025	523,906,515	22,922,093,096	89,436,936,105
差 引	▲5,377,361,177	▲5,180,801,947	▲1,344,234,589	0	▲15,101,273,097	202,534,765	▲452,894,024	▲382,610,559 資本的収入のうち翌年度繰越額に係る財源充当額786,710,000を除く差引 ▲1,169,320,559	▲27,636,640,628
資本的収支不足額の補てん財源	消費税資本的収支調整額	9,624,937	271,928,491	22,571,169	0	1,826,094	0	284,698,121	590,648,812
	減債積立金	0	122,600,000	40,800,000	0	0	0	0	163,400,000
	損益勘定留保資金	5,367,736,240	4,786,273,456	1,280,863,420	0	15,099,447,003	0	452,894,024	26,987,214,143
	他会計貸付金積立金	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設改良積立金	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	884,622,438	884,622,438

第114号議案 令和5年度兵庫県水道用水供給事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県水道用水供給事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	2,649,014,395 円
2	利益剰余金処分額	2,649,014,395 円
	(1) 減債積立金	126,400,000 円
	(2) 建設改良積立金	2,400,014,395 円
	(3) 資本金への組入	122,600,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第115号議案 令和5年度兵庫県工業用水道事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県工業用水道事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	944,020,710 円
2	利益剰余金処分額	944,020,710 円
	(1) 減債積立金	45,200,000 円
	(2) 建設改良積立金	858,020,710 円
	(3) 資本金への組入	40,800,000 円
3	繰越利益剰余金	0 円

第116号議案 令和5年度兵庫県企業資産運用事業の利益剰余金の処分

令和5年度兵庫県企業資産運用事業利益剰余金を次のとおり処分しようとする。よって地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議決を求める。

1	当年度未処分利益剰余金	1,646,385,426 円
2	利益剰余金処分額	172,000,000 円
	(1) 解体等積立金	172,000,000 円
3	繰越利益剰余金	1,474,385,426 円

質 疑 ・ 質 問 順

(第 3 6 8 回 定 例 会)

月 日 / 区 分		順 序		1	2	3	4	5
		1	2	3	4	5		
第 1 日 9 月 25 日 (水)	代 表 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひょうご県民連合)			
第 2 日 9 月 26 日 (木)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(ひょうご県民連合)	(自 民 党)		
第 3 日 9 月 27 日 (金)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(公 明 党)	(無 所 属)	(自 民 党)		
第 4 日 9 月 30 日 (月)	一 般 質 問	(自 民 党)	(維 新 の 会)	(無 所 属)	(維 新 の 会)	(自 民 党)		

※ 一般質問については試案

決算特別委員会委員 会派別配分表（案）

年度別 会派別	5年度	6年度	7年度	8年度	合 計
自由民主党	9人	10人	9人	9人	37人
維新の会	5	5	6	5	21
公明党	3	3	3	4	13
ひょうご県民連合	3	2	2	2	9
日本共産党	0	1	0	1	2
無所属	1	1	1	1	4
計	21	22	21	22	86

議 席 表

75	76	77	78	79	80		
石井秀武	高橋みつひろ	飯島義雄	門隆志	岸口みのる	徳安淳子		
49	50	51	52	53	54	55	56
丸尾まき	住本陽子	白井たかひろ	大矢卓志	佐藤良憲	鏑木良子	斉藤なおひろ	増山誠
23	24	25	26	27	28	29	30
小林昌彦	庄本えつこ	大原隼人	赤石まさお	なかい隆晃	長崎寛親	青山暁	中村大輔
1	2	3	4	5	6		
橋本けいご	久保田けんじ	北村智	脇田のりかず	さかたたかのり	橋本成年		

57	58	59	60	61	62	63	64	65	66
北上あきひと	迎山志保	上野英一	竹尾ともえ	越田浩矢	伊藤勝正	岸本かずなお	風早ひさお	岡つよし	村岡真夕子

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
竹内英明	黒田一美	小西ひろのり	島山清史	谷井いさお	麻田寿美	小泉弘喜	中田慎也	門間雄司	吉岡たけし

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
中田英一	前田ともき	大塚公彦	松尾智美	菅雄史	里見孝枝	天野文夫	太田やすふみ	伊藤栄介	白井かずや

81	82	83	84	85	86		
浜田知昭	内藤兵衛	藤田孝夫	北川泰寿	石川憲幸	山本敏信		
67	68	69	70	71	72	73	74
北野実	戸井田ゆうすけ	富山恵二	伊藤傑	藤本百男	原テツアキ	長岡壯壽	黒川治
41	42	43	44	45	46	47	48
大豊康臣	松井重樹	谷口俊介	北口寛人	水田裕一郎	北浜みどり	大前はるよ	山口晋平
17	18	19	20	21	22		
前井まき	大上和則	橘秀太郎	松本裕一	長瀬たけし	奥谷謙一		

演壇

演壇

議長 局長